

第9章 保全配慮地区・風致地区の設定



下童庵のケンボナシ

第9章 保全配慮地区・風致地区の設定

9-1 保全配慮地区の設定

保全配慮地区^{*}は、緑地保全地区、特別緑地保全地区以外の区域で、風致景観の保全の観点、生態系保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点等の都市における緑地の状況を勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけ、設定するものである。

本市においては以下の地区を保全配慮地区として設定する。

なお、④不動山地区の棚田地区の一部、及び⑤春日溪谷地区、⑥国見岳周辺の2次林の残る地区については都市計画区域外であり、本来は保全配慮地区の設定がなじまないところであるが、ボランティアによる緑の整備・維持管理などの活動拠点として今後展開していく拠点として明確に位置づけをするために、本市においては保全配慮地区として位置付けることとした。

※保全配慮地区の詳細は資-9 参照

■保全配慮地区の指定地■

| 番号 | 指定場所 | 保全の手法 |
|----|-----------------|--|
| ① | 兎鹿野（とろくの）地区（棚田） | 土地の所有者及びボランティアの協力を得ながら、継続的な耕作や休耕地の再利用等により棚田の景観を継承する。 |
| ② | 茶畑の広がる地区 | 嬉野市のブランドとしてのお茶を、ブランドある飲み物として守ってだけでなく、嬉野らしい緑として後世に残していくために、茶摘体験等のお茶のイベントを活発に行ったり、グリーンツーリズム等も取り入れて、観光名所として茶畑を積極的に活用していく。 |
| ③ | 唐泉山（生活環境保全林以外） | 生活環境保全林を拠点とし、そこから徐々に周辺の山林についても、ボランティアによる広葉樹の植樹等を展開していく。 |
| ④ | 不動山地区の棚田地区 | 土地の所有者及びボランティアの協力を得ながら、継続的な耕作や休耕地の再利用等により棚田の景観を継承する。 |
| ⑤ | 春日溪谷地区 | 観光拠点として現在の紅葉を活用しつつ、周辺についても、ボランティアによる植樹や観光拠点としての整備を進めていく。 |
| ⑥ | 国見岳周辺の二次林の残る地区 | 現在の二次林を保全するための、ボランティアによる維持管理活動の拡充と、周辺についても、広葉樹の植樹等の整備を進めていく。 |

9-2 風致地区の設定

風致地区[※]は、都市における風致を維持するために定められる地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。

本市においては、緑化重点地区として位置付けた地区の中で、下記の地区を風致地区の候補地として選定した。

※風致地区の詳細は資-5 参照

■風地地区の指定地■

| 番号 | 指 定 場 所 | 面積 |
|----|--------------------|-------|
| ⑦ | 瑞光寺・豊玉姫神社・ため池付近の地区 | 9.4ha |

※面積は図上計測による

今後景観計画を具体化していく中で、景観としてとらえても、上記の地区は景観形成の要となる空間（景観形成重点地区等）として位置付けることが望まれる。

保全配慮地区・風致地区の設定

